

## 歴史上の人物名などの登録制限、特許庁が商標の審査基準見直しへ

～商標の早期審査・審理の対象拡大も含め案を公表し意見募集～

特許庁は6月27日、歴史上の人物名等の商標に関する審査基準の策定と、早期審査・早期審理の運用の見直しを行う方向で、それぞれの案を公表し意見募集を7月28日まで行うと発表した。

歴史上の人物名等の商標を関係ない第三者が商標登録して独占的権利を得ることについては、郷土やゆかりの地の地域産業への悪影響や、遺族の感情を害する等の懸念が指摘され、また、これらの商標は商標法第4条第1項第7号（公序良俗違反）に該当するとの審決や判決もでていることから、歴史上の人物名等に係る商標登録出願に関する商標法第4条第1項第7号の基準を策定するとしている。（※）

（※）の続き

審査基準案では、「周知・著名な故人名」や同様の事情にある「周知・著名な著作物名や祭りの名称」などを対象に、(1) 出願の経緯、(2) 故人や遺族との関係、(3) 故人と指定商品・役務との関連性、(4) 故人名を登録した場合の社会や産業への影響、を総合的に勘案して判断し、悪影響のおそれがある場合は、公序良俗違反の商標として拒絶するとしている。

商標の早期審査・早期審理の運用の見直しについては、現行の模倣・侵害事件を生じている商標の出願や、地域団体商標の出願に加え、新たに「既に使用している、または使用準備を相当程度進めている商品」も対象に追加する案となっている。

【参考】「歴史上の人物名等の商標審査の方向性について」及び「早期審査・早期審理の運用の見直し」に対する意見募集について  
[http://www.jpo.go.jp/iken/iken\\_rekisi\\_soukisisa.htm](http://www.jpo.go.jp/iken/iken_rekisi_soukisisa.htm)

## シスコなどハイテク企業11社 パテント・トロール対策トラスト設立

シスコ・システムズ、グーグルなど11社のハイテク企業が、パテント・トロール企業の特許買取りより先に、特許を買取りライセンスを行うためのトラストを設立した。

デラウェア州法にもとづくこのトラストの名称は、アライド・セキュリティ・トラスト（Allied Security Trust:AST）で、費用効果の高い特許ライセンスを実施するために、11社のハイテク企業の資金提供により設立された。

ASTは、企業に対しては、特許ライセンス費用の負担により製品の製造・販売の自由を高めることを可能とし、特許権者に対しては、その特許の見返り利益を確保する機会を提供するという。またASTによる特許の買い取りは、製品に使用するものに限られ、投資目的の買い取りは行わないという。

ASTの参加企業名は公表されていないが、ウォール・ストリート・ジャーナルの報道によれば、シスコ・システムズ、グーグル、エリクソン、ヒューレット・パカード、ベライゾン・コミュニケーションズなど11社がそれぞれ約25万ドルの加盟料を支払い、特許取得のための資金として500万ドルを寄託するという。

参加企業は現時点では11社だが、一定の歳入基準を満たせばどのハイテク企業も参加可能で、30社～40社の参加を目指すとしている。

【参考】Allied Security Trust I  
<http://www.alliedsecuritytrust.com/>

## コミュニティパテントレビュー試行の 参加者募集の開始発表

特許庁は7月1日、今年度、産業財産権制度に関する調査研究の一環

として試行する「コミュニティパテントレビュー」に関して、特許出願のレビューを行う研究者、技術者、知財担当者等のレビュアーの募集を開始されたと発表した。

コミュニティパテントレビュー（CPR）は、企業や大学等の研究者・技術者等からなるコミュニティ（レビュアー）が、特定の特許出願に対して、インターネット上で、先行技術の提示や特許性の評価等のレビューを行い、その結果、有益な先行技術を、特許審査の際の参考資料として特許庁審査官に提示するシステムで、現在、米国で試験的に運用され（Peer to Patent）、その有効性や効果等が検証されている。

グローバル化の進展や情報通信技術の進歩等で、技術情報が、特許文献だけでなく様々な形で世界中に散在するようになり、企業や大学の研究者・技術者等の協力で、特許性の判断に有益な情報を収集・活用できれば、特許審査での官民のワークシェアリングを進め、審査の効率化と質の向上が可能になる。日本でのCPR試行は、（財）知的財産研究所がその実施機関として管理・運営するかたち行われる。

具体的には、レビュアーは、CPRサイト上のレビュー対象出願に関して、「先行技術の提示」、「先行技術との関連性コメント提示」、「他のレビュアー提示の先行技術・コメントに対するコメント提示」を求められる。

試行期間は、7月中旬から来年の1月までの予定で、レビュー対象出願は、出願人としてのCPR参加企業等から提供された情報分野中の40件程度の特許出願、レビュアーは、参加資格としては、情報分野等の技術知識のある研究者、技術者又は知的財産担当者等（在学中の学生は博士課程以上）で、400名程度の予定となっている。

【参考】「コミュニティパテントレビュー」  
への参加者の募集開始のお知らせ  
[http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/commupat\\_sankabosyu.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/commupat_sankabosyu.htm)

## 京都大学と金融3社 iPS細胞の知的財産権の管理活用会社設立

京都大学と大和証券グループ本社、三井住友銀行、エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズの金融3社の合意で設立された有限責任中間法人「iPSホールディングス」は7月3日、iPS細胞の研究成果（知的財産権）の管理・活用を行う事業実施会社として「iPSアカデミアジャパン株式会社」を6月25日に設立したと発表した。

iPSアカデミアジャパンは、京都大学の山中伸弥教授らのiPS細胞研究成果の実用化に向けた産業界への技術移転促進とともに、大学の関連知的財産の管理・活用体制の強化、また、強固な知的財産リスク対策などの課題に柔軟に対応するための具体的な事業を進めるもので、iPS細胞研究に係る発明の管理・活用とその事業化を通じた研究成果の社会還元、社会貢献推進を目的とするものとしている。

同社の発起人(株主)はiPSホールディングスで、資本金は1億円。

社長には前奈良県立医科大学長で京都大学名誉教授の吉田修氏が就任し、当面の業務内容は、

- (1) 企業内使用に係るライセンス活動等のライセンス業務
- (2) 京都大学が出願したiPS細胞関連特許の権利化支援業務
- (3) iPS細胞研究センターとの連携による広報活動支援等業務となっている。

## ニコニコ動画、著作物利用の新ルール・新サイト「ニコニ・コモンズ」開設へ

ニワンゴは7月4日、同社が運営する動画共有サービス「ニコニコ動画(SP1)」に新サービスなどを導入し、「ニコニコ動画(夏)」(にこにこどうが サマー)にバージョンアップすると発表した。

7月5日からは、設定されたコミュニティに参加するユーザーとのみ、動画を共有できる「ニコニココミュニティ」のサービスがPC向けのサイト内で開始される。コミュニティの開設は有料会員である「プレミアム会員」のみが可能で、コミュニティの管理者がほかのユーザーのアクセス権限などを決め、メンバーは、メールによる招待かコミュニティページを見たユーザーからの申請を管理者が判断して決定する。動画投稿サービス「SMILVIDEO」内にすでに投稿されている動画の投稿も可能で、その場合でも、コミュニティメンバーのみ利用できるスレッドを利用し、メンバーだけの会話ができる。

8月中旬からは、「ニコニ・コモンズ」と名付けた、クリエイターの創作活動を支援する著作物利用のルールと、その著作物を管理する新サイトが作られる。「ニコニ・コモンズ」にアップロードされた動画素材には、それぞれに管理番号(コモンズID)が割り振られ、素材利用者は、その素材を使って作った作品を投稿する際にその管理番号を自己申告する。これにより、素材提供者が、その素材を使って作られた作品を把握できるようにする。

「ニコニ・コモンズ」では、著作権者がプロ、アマチュアの別なく、音声、動画、画像など作品を登録でき、クリエイターは各作品の利用条件のもと、権利的に問題のない環境でその作品を利用できる。これにより、多数のクリエイターが刺激し合える環境を実現し、創作活動の活性化をはかる。なお、権利者が「ニコニ・コモンズ」のもとでライセンス利用によるビジネスを行うことは、原則として制限しないとしている。

## アース製薬、携帯用虫よけ器の特許侵害でフマキラーを提訴

アース製薬は7月14日、同社の携帯用虫よけ器の特許権が侵害されたとしてフマキラーに対する特許侵害訴訟を東京地裁に提起した。

アースは、フマキラーの「どこでもベープ No.1」など2商品が、アースの今年2月に登録となった特許第4083781号「携帯用害虫防除装置」を侵害しているとして、製造と販売の禁止を求めている。

同特許は、電池式ファンの airflow で薬剤を気化させる携帯用害虫防除装置で、使用者が装置を身につけ起立した状態で、上下の排気口から体に沿って薬剤を含んだ airflow が放出されることを特徴としている。

アースの、同特許の技術を用いた「蚊に効くおそでノーマット」は2000年から、フマキラーの「どこでもベープ No.1」は2004年から、それぞれ販売されている。

アースは、同特許登録後の5月にフマキラーに対して、製造販売の中止を求める警告書を送付したが、フマキラーから「特許権の侵害

はない」と返答されたことから、提訴に踏み切ったとしている。

## 「矢場とん」と韓国の模倣店「YABATON」商標の譲渡により和解

名古屋名物「みそかつ」で知られる老舗豚カツ店「矢場とん」の模倣店が韓国で営業し、「YABATON」という商標登録もされていた問題で、7月16日、韓国店側がこの商標の権利を矢場とんに譲渡する契約が両者間で結ばれ、和解が成立した。

これにより、矢場とんは、韓国特許庁で商標の名義変更の手続きを取るとともに、韓国の公正取引委員会への刑事告発申し入れを取り下げる。模倣店側は3カ月以内に店から「YABATON」の看板を下ろすとしている。

矢場とんは、韓国ソウル市内で、商号や看板がそっくりな「YABATON」という模倣店2店が見つかり、ホームページでも同社と関係があるように書かれていた上、模倣店側が韓国で取得済みの商標登録に対する、矢場とんからの異議も退けられていたことから、7月7日に韓国の公正取引委員会に弁護士を通じて刑事告発を求めるとの申し入れを行っていた。

なお、模倣店のメニューにはみそカツはなかったという。

## その他

- (1) 特許庁、特許行政年次報告書2008年版を公表

【参考】産業財産権の現状と課題～グローバル化に対応したイノベーションの促進～(特許行政年次報告書2008年版)

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/>

[press\\_zaisanken\\_kouhyou.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/press_zaisanken_kouhyou.htm)

- (2) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書を公表

[http://news.braina.com/2008/0702/move\\_20080702\\_002\\_.html](http://news.braina.com/2008/0702/move_20080702_002_.html)

【参考】政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書

<http://www.meti.go.jp/press/20080630002/20080630002.html>

- (3) 特許庁長官交代、新長官に鈴木隆史氏

【参考】特許庁幹部名簿(長官、技監、部長)

<http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/kanbu.htm>

【参考】就任挨拶

[http://www.jpo.go.jp/shoukai/choukan/inaugural\\_address.htm](http://www.jpo.go.jp/shoukai/choukan/inaugural_address.htm)

- (4) 松竹、Youtubeに公式チャンネル開設

[http://news.braina.com/2008/0710/enter\\_20080710\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2008/0710/enter_20080710_001_.html)

【参考】松竹チャンネル

<http://jp.youtube.com/SHOCHIKUch>

- (5) 国立の韓国電子通信研究院、米国で

ソニー・エリクソンなど3社を特許侵害で提訴

[http://news.braina.com/2008/0711/judge\\_20080711\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2008/0711/judge_20080711_001_.html)

- (6) ラムバス、メモリーコントローラの

特許侵害でNVIDEAを提訴

[http://news.braina.com/2008/0714/judge\\_20080714\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2008/0714/judge_20080714_001_.html)

## コラム

### ■Wセミナー&BRAINA共催 「特許事務所合同求人説明会」開催報告

去る7月20日に、資格スクールのWセミナーと当社が共催の「特許事務所合同求人説明会」がWセミナー高田馬場校にて開催されました。

同求人説明会には、今年の弁理士短答式試験に合格し、これから特許事務所へ就職しようという意思をお持ちの方約30名が参加されました。求人側の特許事務所としては、我が国を代表する大手特許事務所や設立後6年と今まさに成長期にある特許事務所など、求人意欲にあふれる6事務所にお集りいただきました。

同求人説明会は、第一部では、各特許事務所が参加者に事務所の特色をPRし、第二部で参加者が希望する特許事務所のブースを回って質問や面談をするという形式で行われました。参加者のほとんどは特許実務の経験がない方であり、初めて聞く「特許事務所の生の声」に熱心に聞きっていました。終始熱気あふれるうちに進んだので、終了までの3時間半が本当にあっという間でした。終了後のアンケートでも、求人説明会の再度の開催を求める声が多数ありました。

